

月俸貿易言内銀五拾円ヲ以六ヶ月間雇遣及  
余北段上申候也

明治十三年一月十九日 南拓長官尾田清隆

右大臣岩倉具視殿

三月廿五日

乙子費ハ

百廿五  
八里ノ申上申候

書記官

記  
原

采山敏浴泉弓由迄ノ為由

開拓維新書記官采山敏義病癒後養ノ以之且  
州熱海温泉因由迄死由及手開拓事務年三月  
三十百費程ノ多乙才在号ノ以之及手開拓事務  
由十七ノ由迄及由比由迄由迄也

明治十三年百廿日 開拓書記官尾田定則

英臣岩倉具視題

黒田長安の如きは後年千九百五十年に在りては其の  
路を長安の如き以上申す事多し其の代理は其の  
望之如きと申す事多し其の如き事多し其の如き事  
多し其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し  
其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し

十三日二月八日

左の如き事多し

開拓の如き事多し

其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し  
其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し  
其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し  
其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し其の如き事多し

十三年一月廿日

右の人等

大政官書記官

十三年一月廿日

七

書記

書記

原

記

火災ノ義上申

當使官下渡島國幕部郡板法弄村藤枝賞

藏漢納屋ノ客年十一月九日午前三時出火該納屋

棟ノ燒失其際右納屋ノ併居居渡島藏漢雇人後

志國古守郡赤石村渡島榮作ノ者燒死及後志

同久遠郡上古丹村山林熊藏工藤都留両家漢告

9

古美臣岩倉具視殿

後有平考正進之... 出向之... 此致令...

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

甘美臣岩倉具視殿... 別名代理... 古美臣岩倉具視殿... 古美臣岩倉具視殿...

古美臣岩倉具視殿... 古美臣岩倉具視殿... 古美臣岩倉具視殿...

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿

古美臣岩倉具視殿